

対インドネシア
外国直接投資をめぐる諸事情

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所

黒田健二

ユリア・クスマ・ウルダニ

1、インドネシア投資環境

インドネシアという国は、その独立以来、外国投資企業にとって魅力のある投資対象でした。インドネシア政府も、外国投資企業の新規参入を歓迎しており、さらなる外資参入を誘致しています。インドネシア国内の様々な地域で、大規模な多国籍企業を始めとする多数の外国企業が市場に投資しています。インドネシアでは、資源開発、インフラ整備、輸出入および国内向け商品・サービスのための製造施設建設など、様々な側面において、外国企業の果たしてきた役割が大きいと言えます。

不幸なことに、こうした投資企業とインドネシア政府との間の相互協関係は、1997年にアジアを襲った経済危機により足踏みさせられることとなりました。その経済危機の影響をアジアの中で最も厳しく受けたのが、インドネシアでした。インドネシアでは、この経済危機により、その経済体制ばかりか政治体制にまでかつてないほどの激震が走り、それは政権を揺るがす危機にまで発展しました。

危機の影響で国内資本が大幅に落ち込む状況にあつて、外国投資の実現は最も必要とされる重要項目の一つと言えました。インドネシア政府は、国際通貨基金(International Monetary Fund・IMF)の支援を受け、インドネシアに外国資本を取り戻すべく、投資環境の整備に力を注いできました。

本稿では、インドネシア政府が投資セクターを通じて経済成長を回復させてきた過程を分析します。最初に、インドネシアに投資する外国企業がしばしば直面する障害について明らかにします。投資を計画する企業がそうした事態をあらかじめ認識できるようにするためです。続いて、インドネシア政府がこれらの障害を取り除くために実施している努力について述べ、最後に、インドネシア国内の投資の現況について説明します。

2、外国直接投資回復への障害および回復に向けた真の努力

投資回復への障害

外国機関がインドネシア政府と協力して実施した調査研究によれば、外国投資企業が懸念事項として挙げる項目の主なものとして、インドネシアの政情不安、社会不安、経済の不安定性、インフラの

インドネシア進出企業のビジネス・法務実務 (入門編)

不備、労働条件、法規、税金、そして官僚制度があります。

アジア開発銀行と世界銀行がインドネシアの経済担当調整大臣府 (Menteri Koordinator Bidang Perekonomian) と中央統計庁 (Badan Pusat Statistik・BPS) に協力し、2003年に実施した投資環境および生産性に関する調査 (Investment Climate and Productivity Study・ICS) の具体的な報告内容によれば、対象となった企業 (調査対象企業数: 11地域の713社) のうち、約45%がインドネシアの司法制度は公平中立ではないと考えており、約40%が自社の契約の執行や財産権の行使がインドネシアの司法制度の下で確実に行われるとは思えないとしました。さらに、60%近くの企業が、自社の事業にかかわる法規に関し、インドネシア政府の役人による解釈は首尾一貫しておらず、予測不能であると感じました。契約の執行を取り巻く状況や、国内企業と外国企業に対する対応の違いなどに、そうした面が表れていました。これに関連して、米国外務省のサイトに一つの実例が掲載されました。その実例とは、インドネシアの民間発電事業者 (Independent Power Producers・IPP) とスイスの医薬品企業との間で争われた

訴訟において、契約上拘束力を有していた仲裁条項を無視する判決がインドネシアの裁判所によって下されたというものでした。

近年、政治腐敗や馴れ合い的の事業慣習を一扫しようという働きかけがインドネシア政府により続けられていくにもかかわらず、投資の障害として二番目に挙げられたのは、政治腐敗でした。司法政策にかかわる者から最高裁判所の役人にもまで汚職が拡がっているという現状では、実際、腐敗を根絶させることは容易ではありません。

さらに、投資の大きな障害となっている要因の一つに、地方分権があります。1999年4月に発令された法律により、地方(主に、州すなわちProvinceではなく、より小さい行政区であるRegency)への権限委譲が行なわれました。その結果、財政を地方に分散するという原則が確立され、地方分権による影響は投資に関連する法規や手続(各地域の税当局、新たな投資承認基準、認可等)にも及んでいます。また、不明確な部分もあり(注1)。

世界銀行の報告書によれば、事業の実施準備に必要な費用と日数という見地からすると、インドネシアは、事業の立ち上げに最も費用のかかる国の一つです。また、投資を希望する企業が投資の承認

に関連するあらゆる項目について調整を終えるには、151日という日数を要します(注2)。

インドネシアにおける投資の状況が活発化しないもう一つの大きな要因となっているのが、インフラ整備の現状です。利用できるインフラは、量的に限りがあるばかりでなく、質の上でも問題があります。

投資環境を改善し経済成長を推進するためには、投資における前記障害のすべてについて、何らかの措置を講じる必要があります。この点に関し、アジア開発銀行 (Asian Development Bank・ADB) は、三つの重要項目を挙

げています。それはすなわち、制度改革、地方政府の機能、およびインフラの整備です。

投資回復に向けた努力

投資企業の要望に応じて投資の促進を図るべく、インドネシア政府はここ数年、前記障害を取り除くために以下のような努力を重ねてきました。

司法制度の分野では、司法に関する新たな法律(1999年法律第65号)を制定し、司法の独立性を高めました。この法律により、司法制度に関連する行政機能および規制機能の殆どが、前司法省

インドネシア共和国概要 (外務省HPより) 2006年11月現在

一般事情	
1.面積	約182万平方キロ (日本約1/10)
2.人口	約2.17億人 (2004年国勢調査)
3.言語	ジャババタビク(人口66.4万人:2005年推計)
4.人種	大半がマレー系(ジャバ)、スンダ等27種族に大別
5.宗教	インドネシア語
6.宗教	イスラム教87%、キリスト教10%、ヒンズー教2%
一般事情	
1.主要産業	鉱業(石油、LNG、アパタイト、錫)、農業(米、ゴム、パーム油)、工業(木材製材、セメント、肥料)
2.GDP(名目、億ドル) (インドネシア政府推計)	1,841 (01)、2,036 (02)、2,435 (03)、2,576 (04)、2,813 (05)
3.一人当たりGDP(名目、ドル) (IMF)	675 (01)、230 (02)、1,021 (03)、1,169 (04)、1,283 (05)
4.経済成長率(実質、%) (インドネシア政府推計)	3.8 (01)、4.5 (02)、4.8 (03)、5.1 (04)、5.6 (05)
5.物価上昇率(%) (インドネシア政府推計)	12.6 (01)、10.0 (02)、5.1 (03)、6.4 (04)、7.1 (05)
6.貿易総額(百万ドル) (インドネシア政府推計)	2000 2001 2002 2003 2004 2005 輸出 62,124,56,321 57,159,61,056 71,585,65,660 輸入 35,515,30,062 31,289,32,551 46,525,57,701
7.貿易総額(2005年) (インドネシア政府推計)	(1) 輸出: 燃料・資源品(20%)、石油・ガス(22%)、工業品(17%) (2) 輸入: 石油・ガス(30%)、燃料・資源品(20%)、一般輸送・輸送用機器(26%)
8.貿易相手国(05年) (インドネシア政府推計)	(1) 輸出: 日本(21%)、EU(12%)、中国(12%) (2) 輸入: シンガポール(16%)、日本(12%)、EU(10%)
9.外債総額(百万ドル)	1,019 = 2,222 (05年9月末)
10.通貨状況	97年7月のアジア通貨危機後、政府はIMFとの合意に基づき、通貨安定化政策を断行。2004年からは2005年40%にかけて悪化する傾向が顕著に表れ、経済は停滞した。その後、石油・天然資源の値上げに際してインフレと高金利により物価は漸く安定化。05年に入りインフレ率、金利ともに低下してきており、物価の安定を窺うところである。

(現在の法務人権省) から最高裁判所に委譲されました。さらに司法の独立性を高めるため、1999年12月には、独立した国家法律委員会も設立されました。

2001年11月には、役人が受け取る謝礼に関する規定も盛り込んだ汚職防止の新法が承認され、1999年の法律に規定されていた腐敗撲滅に関する条項が明確にされました。

腐敗撲滅運動の一環として、インドネシア政府は、2002年法律第30号に関連して汚職撲滅委員会 (Komisi Pemberantasan Korupsi・KPK) を設置しました。同委員会は、インドネシアの33の州知事との間で合意書を締結し、州知事に個人資産の報告を誓約させました。

税務および労働問題に関しては、2002年4月、インドネシア議会 (Dewan Perwakilan Rakyat・DPR) により新法が制定され、政府の特別機関である税務争議調停機関 (Badan Penyelesaian Sengketa Pajak・BPSP) に代わる税務裁判所が新設されました。税務裁判所では、税務問題に関して公開審理が行なわれます。税務裁判所は有効に機能していると外国投資企業は見ています。

2003年2月には、「労働力」

法が議会により承認されました。労働者側と企業側との間の長期にわたる折衝が実を結んで制定されたこの法律は、解雇手当やストライキ行為等の事項について明確に規定しています。

インドネシア政府が発行した2004年大統領決定第29号 (Keppres No. 29/2004) では、投資調整庁 (Badan Koordinasi Penanaman Modal・BKPM) が外国投資 (Penanaman Modal Asing・PMA) および国内投資 (Penanaman Modal Dalam Negeri・PMDN) の担当窓口に定められ、サービスの向上が図られました。

インドネシアでは投資の承認に長時間かかるとされていた問題に対し、政府は、2004年11月、既に導入されていた投資申請窓口の一本化 (ワンストップサービスシステム) の制度を強化して対処を図りました。これにより、国内投資と外国投資に関する申請業務全般が一カ所に集約されました。政府によれば、投資承認に要する日数は従来の151日から30日に短縮されました。

他にも、インドネシアに対する投資企業の信頼を取り戻すため、様々な方法が試みられてきました。例えば、外国投資企業に寛大な優遇措置を与えたり、現在ある

障害を取り除いたり最小限にしたるための方策が講じられています。

投資の回復を目指した努力が確実に実行に移されていないと見る向きもありますが、インドネシア政府は、投資セクターにおける数多くの問題を多少なりとも解決するべく、依然として努力を続けています。適切な方針に沿って改革を断行する強固な意思が政府にあれば、インドネシアの基礎的経済力を活かし、投資企業の信頼を回復することは可能であると期待されています。

3、現在のインドネシア

近年、マクロ経済が安定を取り戻し、以下のような現象が見られています。(i) 国内総生産 (Gross Domestic Product・GDP) が増大し、わずかながら前年比がプラスに転向(ii) ルピアの為替レートが安定(iii) 2006年以降に実施された複数の地域における有料道路およびその他インフラの建設に伴う、主要物資供給の円滑化(注3)。

政府の権限が中央に再度集中するということはありませんでした。ユスフ・カツラ副大統領によれば、「従来、国政はすべて中央政府の幹部が掌握していました。現在は、立法権および司法権

の独立により、中央政府の権限は国家権限の三分の一にすぎません。同様に、地方政府はそれぞれ自治権を有し、金融面の権限は既にインドネシア銀行 (中央銀行) に与えられています」。

さらに副大統領の言葉を借りれば、「中央政府幹部の権限を削減したことで、汚職は自然と減りました」(注4)。

KPKによる成果が上がるにつれ、特に役人の汚職が明るみになるようになりました。アチェ州元知事によるヘリコプター購入に関する汚職事件、総選挙委員会 (Komisi Pemilihan Umum・KPU) 委員 (委員長も含む) による会計検査庁 (Badan Pemeriksa Keuangan・BPK) 検査官に対する贈賄事件、最高裁判所 (Mahkamah Agung・MA) 役人5名が関与した取賄事件、BKPM長官が投資資金着服の疑いで告発された事件などがあります。

前記の状況から分かるとおり、インドネシア政府による努力は、経済成長の回復に一定の効を奏しました。しかし、2004年の燃料油の価格高騰などにより、地域レベルの経済の現実には依然として厳しい条件下にあり、国内経済の状況改善が進んでいるとは言えない状況です。

投資企業の信頼も100%回復

したとは言えず、政府が法の執行のさらなる強化に取り組み、次いで経済および投資に関する適切な政策決定を下すのを見守る姿勢です。そうした中でも、2005年から投資環境に改善が見られ、投資実施動向報告書によれば、外国投資件数は対前年比で67%もの伸びを記録しています（注5）。

こうして投資が後押しされる中、2006年1月から9月までに実施された外国投資の件数は、BKPMが発行した恒久営業許可証の数で表わすと702件にも及びました。また、外国投資計画の承認件数で表わすと合計1249件になり、このうち、既存の外国企業に対して事業拡大のための投資計画が承認された件数は315件を数えました（注6）。この数字に表われているように、インドネシアという国は、外国企業が新規参入する場であるだけでなく、既に進出している外国企業がその事業を発展させ拡大させる機会を得られる場でもあることは、特に注目に値します。

4、展望

インドネシア政府は、数年来、外国企業による投資に重点をおき、経済成長率を高めるための努力を続けています。司法機関およ

び規制機関の確立を持続させ、インフラ面での制約事項を取り除き、懸案の地方分権化問題を解消して投資環境を整えようと、様々な事業や整備が実施されてきました。複数の重要な経済指標に上方修正が見られ、経済復興の過程は順調に推移していることが確かに認められます。顕著な例として、2006年7月、スタンダード&プアーズは、インドネシアの国際収支が改善されたことを受けて、その外貨建て長期格付けを「B+」から「BB」に引き上げました。

これは、政情不安が緩和され、適切な政策上の協調関係が主導された上に、経済が確実な成長を遂げたことを反映しています（注7）。また、多額の資本が流入した上に石油価格が高騰したことで収入が大幅に増大したため、IMFから受けた融資も、当初予定していた2007年初頭より時期を繰り上げて2006年11月初旬には完済しました（注8）。⁶⁾ 2006年度の経済成長率の目標値としてインドネシア政府が掲げていた5・5%増という数字は、年度半ばで既に達成され、2006年10月に財務大臣が明らかにした年度末時点の予測数字は6%です（注9）。

インドネシアは、今やまさに好適な投資対象国の一つと言えます。

す。

注

- 1 Asian Development Bank (2005) "Improving the Investment Climate in Indonesia" Jakarta [URL: <http://www.adb.org/Statistics/pdf/IND-Report-194May.pdf>] ¹⁾ [閲覧]
- 2 World Bank (2004) "Doing Business 2004" Washington, D.C. [URL: <http://ru.worldbank.org/Documents/DoingBusiness/2004/DB2004-full-report.pdf>] ²⁾ [閲覧]
- 3 Indonesian Statistical Bureau (2005) [URL: <http://www.sbps.go.id>] ³⁾ [閲覧]
- 4 Jawa Post (2006. 8. 22) [URL: <http://japos.co.id>] ⁴⁾ [閲覧]
- 5 Indonesian Investment Coordinating Board (BKPM) (2006.10) [URL: http://www.bkpm.go.id/bkpm/file_a/Tabal1.xls] ⁵⁾ [閲覧]
- 6 Indonesian Investment Coordinating Board (2006) "Summary of Trend of Investment" [URL: http://www.bkpm.go.id/bkpm/file_fact/SUMMARY.doc] ⁶⁾ [閲覧]
- 7 Indonesia Bank Report (2006. 8. 22) "S&P Full report on Indonesia" [URL: <http://www.bj.go.id/web/en/info/opening/1RUJNewMarket+Data+and+info/>] ⁷⁾ [閲覧]
- 8 Gatra (2006. 10. 31) "Kita Tak Butuh Lagi Pinjaman IMF" [URL: <http://www.gatra.com/>] ⁸⁾ [閲覧]

9) [Defi.com](http://www.defi.com) (2006. 11. 8) "Pertumbuhan Ekonomi Kuartal Akhir 2006 Bisa Capai 6 Persen" [URL: <http://www.defi-finance.com/>] ⁹⁾ [閲覧]

黒田健二 (くろだ けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、テューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・フルダニ (Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学 (LLM) 卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。